

不服申立て事案答申第 285 号

不服申立て事案諮問第 321 号

件名：警察安全相談等・苦情取扱票の不訂正決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る警察安全相談等・苦情取扱票（令和 5 年 12 月 4 日受理。以下「本件取扱票」という。）のうち、別表の訂正を求める箇所（以下「本件保有個人情報」という。）を不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 7 月 4 日付けて行った保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が同年 8 月 30 日付けて行った不訂正決定の取り消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 (略)

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 6 年 7 月 4 日、愛知県警察本部において、保有個人情報訂正請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の訂正請求をする保有個人情報の内容欄には、

警察安全相談等・苦情取扱票

と記載され、訂正請求の趣旨は、記載されている申出者の発言や警察官の対応について訂正を求めるものであった。

と記載されていた。

(イ) 決定期間の延長

処分庁は、訂正請求に係る保有個人情報の量が多く検討に時間が必要するため、法第 94 条第 1 項に定める決定期間（訂正請求があった日か

ら 30 日以内）に訂正決定等をすることが事務処理上困難であるため、同条第 2 項に規定する開示決定等の期限の延長に該当すると判断し、審査請求人に対し、本件訂正請求に係る決定をする期間を令和 6 年 9 月 2 日までとする決定期間延長通知書を送付した。

（ウ）保有個人情報不訂正決定

本件保有個人情報は、令和 6 年 3 月 18 日に審査請求人が処分庁に対して行った保有個人情報開示請求に対する一部開示決定に基づき開示された本件取扱票である。

処分庁は、本件訂正請求について、法第 93 条第 2 項の規定に基づき訂正をしないとして、その旨の決定をし、保有個人情報不訂正決定通知書により審査請求人に通知（以下「本件処分」という。）した。

イ 本件処分の理由

（ア）本件処分は、訂正請求の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかではないため、訂正しないこととしたものである。

ア 訂正義務

法第 92 条において、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定されている。

愛知県の個人情報の保護に関する法律・個人情報の保護に関する法律施行条例解釈運用基準によれば、

- 「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実ではないことが判明したときをいう。
- 訂正請求制度は、利用目的の達成に必要な範囲での訂正を義務付けるものため、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。
- 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。
- 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことはできない。

とされている。

b 調査結果

本件取扱票は、令和5年12月4日、審査請求人が愛知県B警察署（以下「B警察署」という。）の警察官に、自身が管理する実家の庭手入れ用のはさみが隣人に盗まれたとする相談をした状況、警察官が対応した状況及び後に審査請求人から電話ではさみが同人方で見つかった連絡があった状況等が記録されたものである。

審査請求人は、この記載内容について、

こういう文言は言っておりません

こういうやりとり、発言はしておりません

私の方から電話をかけておりません

等とし、審査請求人の望むとおりに訂正するよう求めている。

警察安全相談等・苦情取扱票は、警察安全相談等及び苦情を適切に解決し、警察の責務の的確な遂行及び適正な警察業務の運営に資するためのものであり、警察職員が警察安全相談等を受理したとき、その申出の要旨や取扱状況を正確に把握・記録し、組織的な管理をするものである。

本件取扱票は、審査請求人の申出の要旨及び対応状況を記録した上で、所属長であるB警察署長まで報告され、同署長の指揮事項において「地域課、刑事課で情報共有し業務の参考とすること」と記載の上、対応当日中には解決として処理されている。

そして、本件取扱票の作成者である警察官に確認したところ、審査請求人から聴取し、同警察官が対応したとおりに本件取扱票を作成しているとのことであり、他に当時の対応状況を記録した資料も認められなかった。

一方、審査請求人より同人の主張を裏付ける客観的な資料の提出等もなく、事実関係は明らかとならなかった。

- (1) よって、本件処分については、法第92条及び第93条の規定に基づき、適切な調査を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかとならなかったため、訂正請求に理由があると確認できなかったことから訂正しない決定をしたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。
- (2) 審査請求人の主張の失当性

請求人は審査請求の趣旨及び理由を、

不訂正とした部分の訂正を求める。

当日の記録の内容がほとんど事実と異なるため、事実を記録していただきたい。

等としている。

しかしながら、本件は上述したとおり、適切な調査を行ったにもかかわらず、訂正請求の内容が事実であると判明せず、訂正請求に理由があると確認できないとして本件処分を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件訂正請求について

ア 審査請求人が令和6年3月18日付けで行った保有個人情報開示請求に対して、処分庁は、本件取扱票を特定した上で、同月26日付けで保有個人情報一部開示決定を行った。

これを受けて、審査請求人は、令和6年7月4日付けで保有個人情報訂正請求を行い、処分庁は同年8月30日付けで本件処分を行った。

イ 審査請求人は、保有個人情報訂正請求書において、本件取扱票に記載された内容のうち、警察官が対応した状況等について、別表のとおりに訂正するよう求めている。

これを受けて、処分庁は、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかではないとして不訂正決定をしている。

(2) 本件保有個人情報の訂正の要否について

ア 処分庁によれば、本件取扱票の作成者である警察官（以下「作成者」という。）に確認したところ、審査請求人から聴取し、作成者が対応したとおりに本件取扱票を作成しているとのことであった。そして、審査請求人から同人の主張を裏付ける客観的な資料の提出等もなく、事実関係は明らかとならなかったことから、不訂正決定をしたとのことである。

イ 当審議会において審査請求人に確認したところ、審査請求人が作成者とのやり取りにおいて、自身がどのような発言をしたかを示すことができる客観的な資料は存在しないとのことである。

ウ 以上を踏まえ、当審議会において検討したところ、処分庁は請求内容に理由があるかどうかを判断するため、作成者に記載内容について確認をしており、調査に特段の不足は見受けられない。また、当審議会にお

いて本件取扱票を見分したところ、審査請求人の主張とは別に、客観的事実であると断定し難い記載があることが認められたものの、本件保有個人情報が事実か否か明らかにならなかつたとする処分庁の説明に特段不自然な点は認められない。

一方で、審査請求人が作成者とのやりとりにおいて、別表の訂正内容のとおりに発言等したことについては、一般に、警察官に聴取される者が、自らの発言内容を録音等により記録しておくことは稀であり、審査請求人による発言内容の立証は困難であると考えられるが、客観的な証拠をもって示されているものとは認められない。

したがって、本件保有個人情報が事実でないことが判明したとはいえない以上、処分庁の判断は是認せざるを得ない。

よって、本件訂正請求に理由はなく、本件保有個人情報を訂正する必要は認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

訂正を求める箇所	訂正請求の内容
警察安全相談等・苦情取扱票のうち 「申出の要旨及び受理時における取扱状況」欄（以下「同欄」という。） 1ページ目の8行目の部分	特定内容 A
同欄1ページ目の9~10行目の部分	特定内容 B
同欄1ページ目の11行目の部分	特定内容 C
同欄2ページ目の1~4行目の部分	特定内容 D
同欄2ページ目の20~21行目の部分	特定内容 E
同欄3ページ目の1~6行目の部分	特定内容 F
同欄3ページ目の8~10行目の部分	特定内容 G

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 12. 24	諮詢（弁明書の写しを添付）
7. 10. 6 (第 254 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
7. 11. 10 (第 255 回審議会)	審議
7. 12. 23	答申